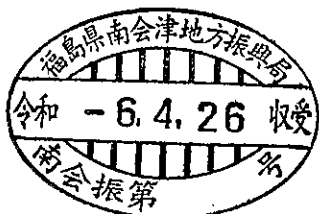


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月26日

福島県知事
内堀 雅雄 殿



提出者

住 所 福島県南会津郡只見町大字楢戸字二本柳1437-1

氏 名 永洗建設株式会社 代表取締役 美馬 典昭

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0241-81-2155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	永洗建設株式会社
事業場の所在地	福島県南会津郡只見町大字楢戸字二本柳1437-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	中分類 総合工事業 小分類 一般土木建築工事業
② 事業の規模	完成工事高 13億円 (令和5年度実績)
③ 従業員数	43人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設現場 がれき類 → 中間処理委託 (再生骨材) 木くず → 中間処理委託 (木質チップ) 廃プラスチック類 → 中間処理委託 (燃料等) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず → 中間処理委託 (再利用) 金属くず → 分別 → 売却 汚泥 → 焼却

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項											
(管理体制図)											
廃棄物担当役員 (代表取締役副社長) ↓ 産廃統括責任者 (専務・工事部長兼務) ↓ 産廃管理者 (工事部主任) ↓ 産廃物担当 (現場代理人)											
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)
	排出量	1827.14 t	52.99 t	7.26 t	0.90 t	8.84 t	0.01 t	0 t	3.99 t	2.92 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 「がれき類」「木くず」 特に取り組みを行っていなかった。										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)
	排出量	1000t	30t	1t	0t	10t	0t	0t	0.5 t	0.5 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 工事の受注状況により排出量は、把握出来ない。 従って、発生の抑制は困難である。										
産業廃棄物の分別に関する事項											
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類のアスファルト、コンクリート (無筋) (有筋) と木くずの根と枝は、現場内で分別を行っている。										
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類のアスファルト、コンクリート (無筋) (有筋) と木くずの根と枝は、現場内で分別を徹底する。										

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項											
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラ類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
	排出量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は、行っていない。										
② 計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラ類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
	排出量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	（今後実施する予定の取組） 自ら再生利用は、行わない。										
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項											
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラ類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
（これまでに実施した取組） 自ら熱回収又は中間処理により減量は行っていない。											
② 計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラ類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
（今後実施する予定の取組） 自ら熱回収又は中間処理により減量は行っていない。											

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラ類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまで実施した取組)											
自ら埋立処分又は海洋投入処分は、行っていない。											
② 計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラ類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)											
自ら埋立処分又は海洋投入処分は、行わない。											

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラ類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
	全処理委託量	1827.14 t	52.99 t	7.26 t	0.90 t	8.84 t	0.01 t	0 t	3.99 t	2.92 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.58 t	0 t	0 t	
再生利用業者への処理委託料	1827.14 t	52.99 t	7.26 t	0.90 t	8.84 t	0.01 t	0 t	3.41 t	2.92 t	0 t	
認定熱回収業者への処理委託料	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
(これまで実施した取組)											
「がれき類」 再生骨材を製造する再生利用業者を選定し委託する。											
「木くず」 木質チップを製造する再生利用業者を選定し委託する。											
「金属くず」 分別[鉄、非鉄]売却する。											

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	金属くず	紙くず	廃プラ類	ガラス陶磁器	繊維くず	汚泥	建設系混合廃棄物	がれき類(石綿含有産業廃棄物)
	全処理委託量	1000t	30t	1t	0t	10t	0t	0t	0.5t	0.5t
優良認定処理業者への処理委託量	200t	0t	1t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
再生利用業者への処理委託料	800t	30t	0t	0t	10t	0t	0t	0.5t	0.5t	0t
認定熱回収業者への処理委託料	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現在委託している再生利用業者に委託し、適正に処理する。</p>										
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。